

平成 21 年 9 月 28 日
 会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 八城 政基
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

優先出資証券発行にかかる条件決定について

～新生銀行グループのTier I 資本強化～

株式会社新生銀行(以下「当行」という。)は、平成 21 年 9 月 9 日に発表した、当行グループの Tier I 資本の強化を目的とする国内少数人数私募優先出資証券の発行につき、発行条件が下記の通り決定しましたので、お知らせします。

本件による資本調達分 90 億円(払込予定日:平成 21 年 10 月 2 日)は、当行連結決算上の BIS 自己資本比率規制における基本的項目である Tier I 資本に算入されます。なお、本優先出資証券には、当行の普通株式への交換権は付与されておりません。

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited 英国領ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権 100%保有する海外特別目的子会社	
証券の種類	円建て配当金非累積型 永久優先出資証券 (Series A)	円建て配当金非累積型 永久優先出資証券 (Series B)
	(当行普通株式への交換権は付与されておりません)	
発行総額	40 億円	50 億円
配当率	年 5.50%(平成 27 年 7 月まで固定) 平成 27 年 7 月以降は円 LIBOR (12 ヶ月物) + 4.55%の変動 (ステップアップなし)	円 LIBOR (12 ヶ月物) + 4.55%の変動 (ステップアップなし)
資金使途	当行の Tier I 資本増強に利用	
優先順位	本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位	
発行形態	国内における少数人数私募	
上場	なし	
払込予定日	平成 21 年 10 月 2 日	

ご注意:この文章は、海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。上記の優先出資証券は、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いずれの法域においても証券届出・登録がなされておらず、また、今後登録がなされるものでもなく、適用ある法令に基づいて当該証券の届出・登録を行うか又は届出・登録の免除を受ける場合を除き、募集又は販売を行うことは許されません。

以上